

令和4年度 大分県最低賃金専門部会

- 1 日時 令和4年8月3日（水）午前10時00分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員（敬称略）
公益代表：井田 雅貴、清水 立茂、松隈 久昭
労働者代表：稲福 史、鹿嶋 秀和、藤本 雅史
使用者代表：神 昭雄、中島 英司、藤野 久信
- 4 事務局
大分労働局：中井 労働基準部長、金田 賃金室長、田口 賃金室長補佐
- 5 議 題
（1）令和4年度地域別最低賃金額改定の目安に係る答申伝達について
（2）金額審議について
（3）その他
- 6 議事要旨
（1）令和4年度地域別最低賃金額改定の目安に係る答申等について伝達し、
目安小委員会報告の内容を説明した。
（2）金額審議について
ア 労側の基本的な考え方についての表明要旨
（ア） コロナ禍において、最低賃金近傍で働く労働者は、解雇や勤務
日数の減少により収入が激減するなど生活の困窮度は深刻さを
増していること。
（イ） 昨今の急激な物価上昇が、働く者の生活を非常に大きな影響を
及ぼしており、特に切り詰めることができない「基礎的支出項目」
の伸びは、最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫しており、消費者
物価上昇率を考慮した引上げが必要であること。
（ウ） 生存権確保の観点から賃金水準を担保すべきであり、連合リビ

ングウェイジの 980 円を参考すべきであること

- (エ) 九州各県と上位ランクの都道府県との地域間格差は依然として大きく、深刻な人手不足の中での労働力人口の流出といった観点において、当該格差の是正を目指すこと。

イ 使側の基本的な考え方についての表明要旨

- (ア) 最低賃金の決定にあたっては、最低賃金法で定めた①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の 3 要素を考慮する必要がある、特にコロナ禍においても雇用を維持しながら懸命に経営を継続してきた企業の「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視すべきであること。
- (イ) 新型コロナウイルスの長期化の影響により経済の回復がなかなか進まない中で、ロシアのウクライナ侵攻問題などによるエネルギー資源や原材料価格高騰による物価高や円安傾向なども加わり、経営環境は更に厳しい状況となっていること。最低賃金の決定にあたっては、法に基づく 3 要素のほか、景気や経営の実態を表した各種指標やデータに基づき慎重に審議されるべきであること。
- (ウ) 使側としては、現行の 822 円に D ランクにおける賃金上昇率 1.9 % を乗じた 16 円の引上げ額を主張すること。

ウ 協議結果

合意形成が図られず、次回に審議を持ち越した。

(3) その他

次回の専門部会を、8 月 5 日（金）午前 10 時から開催することとした。